

## 千葉県コンプライアンス基本指針における 利害関係者等に対する行動のルール

総務部行政改革推進課

千葉県コンプライアンス基本指針	(参考) 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程								
<p><b>1 経緯</b> 平成 21 年度の不適正経理問題を契機に、千葉県職員としての心構えを定めた職員憲章として制定（平成 22 年 3 月 30 日決定）</p> <p><b>2 行動のルール</b> ① 7 つの行動規範の 1 つとして「県民の疑惑を招く行為の禁止」を規定。 ② 利害関係者との間の禁止事項等について具体的な基準を定めていないため、国家公務員倫理規程を参考に運用。</p> <p><b>&lt;7 つの行動規範&gt;</b> ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 ② 適正な経理処理 ③ 説明責任（アカウンタビリティ） <b>④ 県民の疑惑を招く行為の禁止</b> ⑤ 県民への誠実かつ公平・公正な対応 ⑥ 個人情報の保護 ⑦ 情報セキュリティ対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>④ 県民の疑惑を招く行為の禁止</b> 県職員は、自らの行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、県民の信頼を損なうことのないよう行動しなければならない。 <b>&lt;アクションポイント&gt;</b> ア 県職員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いないこと。 イ <u>職務上利害関係のある者と接するにあたっては、会食、贈答品の授受、遊技等いやしくも職の信用を失墜し、県民の不信、疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。</u> <u>利害関係者以外の者との間であっても、県民の不信、疑惑を招くような接待や利益の供与を受けないこと。</u> ウ 官公庁間の接待及び贈答品の授受は行わないことはもとより、官公庁間の会議等における会食についても、その必要性等に十分配慮すること。また、職員相互間及び機関相互間の贈答品の授受についても行わないこと。 エ 業務上の関係者や有識者と情報交換を行う場合は、自己の行為が業務目的に合致するか、社会通念上許されるかを常に念頭において行動すること。</p> </div>	<p><b>1 経緯</b> 大蔵省接待汚職事件を契機に、疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、信頼を確保することを目的に制定（平成 12 年 4 月 1 日施行）</p> <p><b>2 行動のルール</b> <b>(1) 国家公務員倫理法</b> ① 利害関係者との間の行動に係る詳細な基準を定めることを倫理規程に委任。（5 条） ② 事業者等から贈与、接待等を受けた場合の報告を義務付け。（6 条、7 条、8 条） ③ 国家公務員倫理審査会において、懲戒処分の基準を作成（10 条） <b>(2) 国家公務員倫理規程</b> ① 利害関係者を定義（2 条） ① 利害関係者との間の禁止行為等を具体的に規定。（3 条、4 条、6 条） ② 利害関係者と飲食等をする場合の届出を義務づけ（一定の金額・職位以上）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>1 禁止行為（倫理規程第 3 条）</b> ① <b>次の行為を行ってはならない。</b> ・利害関係者から金品等の贈与を受けること。 ・利害関係者から金銭の貸付けを受けること。 ・利害関係者から無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること。 ・利害関係者から未公開株式を譲り受けること。 ・利害関係者から供応接待を受けること。 ・利害関係者と共に遊技・ゴルフや旅行をすること。 ・利害関係者に要求して第三者に対して上記の行為をさせること。 ② <b>例外</b> ・広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。 ・多数の者が出席する立食パーティーにおいて、記念品の贈与を受けること。 ・職務上の訪問の際に、利害関係者から提供される物品を使用すること。 ・職務上の訪問の際に、利害関係者から提供される自動車を利用すること。 ・職務上の会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること。 ・多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること。 ・職務上の会議において、簡素な飲食物の提供を受けること。 ③ <b>禁止行為の例外（倫理規程第 4 条）</b> ・私的な関係がある利害関係者との間では、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為（利害関係者に要求して第三者に対してさせる場合を除く）を行うことができる。 ④ <b>利害関係者以外の者等との間における禁止行為（倫理規程第 5 条）</b> ・利害関係者に該当しない事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。 ・いわゆるつけ回しをしてはならない。</p> </div> <p><b>(3) 人事院規則 22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）</b> <span style="float: right;">（一部抜粋）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">違反行為</th> <th style="width: 30%;">懲戒処分の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 各種報告書を提出しないこと</td> <td>戒告</td> </tr> <tr> <td>3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること</td> <td>免職、停職、減給又は戒告</td> </tr> <tr> <td>10 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る）を受けること</td> <td>減給又は戒告</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為	懲戒処分の種類	1 各種報告書を提出しないこと	戒告	3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告	10 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る）を受けること	減給又は戒告
違反行為	懲戒処分の種類								
1 各種報告書を提出しないこと	戒告								
3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告								
10 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る）を受けること	減給又は戒告								

### 1 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たらなければならない。
- 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

### 2 国家公務員倫理規程

- 内閣は、国家公務員倫理審査会の意見に基づき、国家公務員倫理規程（政令）を制定。
- 倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

### 3 贈与等の報告及び閲覧

- 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けたときは、贈与等報告書を各省各庁の長等に提出。何人も、1件2万円を超える部分の閲覧を請求可能。
- 本省審議官級以上の職員は、株取引等報告書及び所得等報告書を各省各庁の長等に提出。

### 4 国家公務員倫理審査会

- 人事院に、国家公務員倫理審査会を設置。審査会は、会長及び委員4人で組織。
- 審査会は、倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出、倫理法等違反の場合の懲戒処分の基準の作成・変更、倫理保持に関する事項の調査研究・企画、倫理保持のための研修の総合的企画・調整、倫理規程遵守のための体制整備に関する各省各庁の長等への指導・助言、各種報告書の審査、倫理法等違反の疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認等を所掌。

### 5 倫理監督官

- 各行政機関等に、倫理監督官を設置。
- 倫理監督官は、職員に対する倫理保持に関する指導・助言、倫理保持のための体制整備を行う。

### 6 雑則

- 特殊法人等は、国の施策に準じて、職員の倫理保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならない。
- 地方公共団体等は、国の施策に準じて、地方公務員の倫理保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 1 倫理行動規準

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たらなければならない。
- 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 公共の利益の増進を目指し、全力で職務遂行に取り組まなければならない。
- 勤務時間外も自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

### 2 利害関係者

- 職員が職務として携わる次の事務の相手方をいう。  
許認可等、補助金等の交付、立入検査・監査・監察、不利益処分、行政指導、事業の発達・改善・調整、契約、予算・級別定数・定員の査定
- 過去3年間の官職の利害関係者や、職員にその影響力を行使させることにより自己の利益を図るために接触していることが明らかな他の職員の利害関係者も、利害関係者とみなす。

### 3 禁止行為

- 次の行為を行ってはならない。
  - ・ 利害関係者から金品等の贈与を受けること。
  - ・ 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
  - ・ 利害関係者から無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること。
  - ・ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
  - ・ 利害関係者から供応接待を受けること。
  - ・ 利害関係者と共に遊技・ゴルフや旅行をすること。
  - ・ 利害関係者に要求して第三者に対して上記の行為をさせること。
- 例外（利害関係者に要求して第三者に対してさせる場合を除く）
  - ・ 広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。
  - ・ 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、記念品の贈与を受けること。
  - ・ 職務上の訪問の際に、利害関係者から提供される物品を使用すること。
  - ・ 職務上の訪問の際に、利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者が業務等で日常的に利用しているものに限る）を利用すること（周囲の交通事情等から相当と認められる場合に限る）。
  - ・ 職務上の会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること。
  - ・ 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること。
  - ・ 職務上の会議において、簡素な飲食物の提供を受けること。

### 4 禁止行為の例外

- 私的な関係がある利害関係者との間では、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為（利害関係者に要求して第三者に対してさせる場合を除く）を行うことができる。

## 違反行為に関する懲戒基準

### 5 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

- 利害関係者に該当しない事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- いわゆるつけ回しをしてはならない。

### 6 特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止

- 国の補助金等や費用で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等について、監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

### 7 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止

- 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受してはならない。
- 審査会等に対して、倫理法等違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又は隠ぺいしてはならない。
- 管理職員は、部下が倫理法等違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認してはならない。

### 8 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

- 自己で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合に、自己の費用が1万円を超えるときは、あらかじめ倫理監督官に届け出なければならない。

### 9 講演等に関する規制

- 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。

### 10 倫理監督官への相談

- 相手方が利害関係者に該当するかどうか、行為が禁止行為に該当するかどうかを判断できない場合には、倫理監督官に相談するものとする。

### 11 各省各庁の長等、倫理監督官の責務

- 各省各庁の長等は、必要に応じ倫理に関する訓令を制定すること、倫理保持のための体制整備を行うこと、倫理法等違反行為に厳正に対処すること、倫理法等違反行為を通知した職員が不利益取扱いを受けないよう配慮すること、職員の倫理感の醸成・保持に努めること。
- 倫理監督官は、職員からの相談に応じ指導・助言を行うこと、職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないか確認に努めること、各省各庁の長等を助け倫理保持のための体制整備を行うこと、倫理法等違反行為があった場合に主任の大臣に報告すること。

違反行為	懲戒処分の種類
1 各種報告書を提出しないこと	戒告
2 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること	減給又は戒告
3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告
4 利害関係者から不動産の贈与を受けること	免職又は停職
5 利害関係者から金銭の貸付けを受けること	減給又は戒告
6 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること	減給又は戒告
7 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること	停職又は減給
8 利害関係者から無償で役務の提供を受けること	免職、停職、減給又は戒告
9 利害関係者から未公開株式を譲り受けること	停職又は減給
10 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること	減給又は戒告
11 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること	減給又は戒告
12 利害関係者から海外旅行の接待を受けること	停職、減給又は戒告
13 利害関係者から国内旅行の接待を受けること	減給又は戒告
14 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。)	戒告
15 利害関係者と共に旅行をすること(旅行の接待を受ける場合を除く。)	戒告
16 利害関係者をして第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	3から15までの違反行為に応じその右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告
17 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告
18 利害関係者につけ回しをすること	免職、停職又は減給
19 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること	減給又は戒告
20 補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買い入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること	免職、停職、減給又は戒告
21 他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること	免職、停職、減給又は戒告
22 倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること	停職、減給又は戒告
23 部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること	停職又は減給
24 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届け出ないこと	戒告
25 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること	減給又は戒告
26 倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと	減給又は戒告

※ この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分が行われることがあります。